

鎌倉日和

vol.60



鎌倉ブランドのお客様

株式会社 VIA LATTE 様 IZA / VIALATTE GELATERIA

鎌倉駅西口御成通りから路地に入ったビルの2階、レストラン「IZA」。あえて看板は掲げられていません。洗練された空間で提供されるのは、14品で構成されるおまかせコースのみ。オーナーシェフ芝先康一さんが、旬の地産食材の魅力を最大限に引き出します。

また、芝先さんが手がける高級ジェラートブランド「VIALATTE GELATERIA」では、ローズマリーやコリアンダーなどのハーブやスパイスを効かせた、ここでしか味わえない風味を提案しています。

●イタリアで見出した「食の哲学」●

19歳で料理の世界に入り、東京・横浜の名店で修業を重ねた芝先さんは、本場イタリアで「料理の背景にある文化を学びたい」と渡伊を決意しました。手持ち資金はわずか50万円。言葉が通じなければ始まらないと、死に物狂いでイタリア語を学び、わずか1か月で日常会話に支障のないほどに上達。



無事に現地レストランの厨房で働き始めることができたといいます。

初めから背水の陣で臨んだからこそ、状況を乗り越えた後には「明日は何が見られるだろう」という心のゆとりが生まれた、と振り返ります。忙しくも充実した厨房で学んだのは、技術やレシピ以上に「イタリアの食の哲学」でした。「その土地で古くから食べ続けられている料理があれば、そこには必ず理由がある。例えば、その食材が豊富に採れるとか、気候や歴史的な背景があるかもしれません。それを理解しなければ、レシピ通りに作っても同じものにはならないし、レシピのコピーは意味が無いんです」芝先さんは、そう言い切ります。

帰国後、その哲学を体現する場として選んだのが鎌倉でした。800年の歴史を持ち、近隣で採れる野菜や魚が古くから人々の暮らしを支えてきたこの土地で、新たな挑戦が始まりました。

芝先さんの料理づくりは、「メニューを決めてから食材を探す」という一般的な順序とは逆で、まずはその日出会った旬の食材に向かい、最良のメニューを構築します。「鮮度が良い旬の食材は香りがのっていて、また、人間の体も本能的に



11月になると、鎌倉の多くの寺社仏閣で紅葉が見頃を迎ますが、その背景には、鎌倉時代の武士たちが自然を尊び、禅の思想とともに庭園や寺院を整備してきたという歴史があります。

紅葉は、やがて散っていくという自然の無常を象徴し、心のあり方を見つめなおす機会を与えてくれます。変化を受け入れ、「今この瞬間に大切に生きること」。そんな心で今年の紅葉を楽しめたら良いですね。

旬のものを欲しているので、何をしても美味しいはずです。自然の摂理に従うことは、理にかなっているし、実は一番簡単な選択肢をとっているだけなんです」そう語る芝先さん。

しかし、その日にしか出会えない素材の魅力を最大限に引き出すためには、食材の背景を深く理解し、確かな技術と創造力を駆使しながら料理に仕上げていく感性が不可欠です。

●「ここだけ」に宿る価値●

気候や風土、歴史を織り込んだコース料理は、「今・ここ」でしか味わえない一期一会の体験をもたらします。訪れた人に「今まで食べたことが無い」という驚きと感動を与え、それ自体が唯一無二のブランド価値となっています。

いつでも、誰にでも受け入れられるメニューにも裾野の広さという価値はありますが、人の心を動かすのは、そこに込められた「物語」です。食材や素材に宿る背景が人の琴線に触れたとき、初めて本当の感動が生まれるのであります。



芝先さんが展開するジェラートブランドも同じ思想に貫かれています。市場にあふれる「子どもからお年寄りまで安心」というアイスクリームとは異なり、「夜と旅する、五感のジェラート」をコンセプトに「大人のための特別な体験」を提案。パッケージの緩衝材に高価なウレタン素材を使うなど、箱を開ける瞬間の感動までデザインしています。

●「ブランドの核」を守る商標の力●

確固たる哲学を持ち、独自のスタイルを貫く芝先さんが、商標登録の重要性については意識しておらず、ジェラートのロゴ等を依頼したデザイナーからの助言で、ただ安心のために取得したそうです。

VIALATTE
GELATERIA

しかし商標登録とは、単に名前やロゴを保護するだけのものではなく、事業者の想いや哲学を凝縮した「ブランドの核」とも言えます。芝先さんが実践してきた「人と同じことをせず、比較対象のないものを作る」という姿勢こそ、ブランディングの本質であり、商標はそれを伝える非常に重要な顧客接点の役割を担います。

当事務所は、お客様一人ひとりが持つ大切な想いがこめられた「ブランドの核」を、知的財産の面からしっかりとバッカアップしていくたいと考えています。

IZA / VIALATTE GELATERIA

神奈川県鎌倉市御成町11-13
第一興産26号館 2F
TEL: 0467-81-3791
<https://www.iza2021.com/>
<https://vialatte0125.com/shop>





● いざ 鎌倉 ●

ときは鎌倉時代、ある雪の夜、すきま風の漏れるあばら家を一人の旅僧が訪れます。その家に住む佐野常世は貧しく、食事もろくに出せませんでしたが、僧にせめて暖を取ってもらおうと、大切に育てていた梅・松・桜の鉢の木を割って火にくべ、誠意を尽くしてしまいます。旅僧は感動し、主人について尋ねると、「いまは領地を失い貧しい暮らしをしているが、自分は誇り高き御家人であり、有事があれば、『いざ鎌倉』と、命を懸けて駆けつけるものだ」と語ります。

しばらくして、鎌倉から諸国の武士に召集がかかると、常世は古びた武具を身に着け一番にはせ参じました。みすぼらしい姿に他の武士が笑う中、幕府で待っていたのはあの夜の旅僧、その実は執権北条時頼だったのです。時頼は、常世の忠義を称え、三つの鉢木にちなんだ梅田・松井田・桜井田の地を与えた、ということです。

これは、能の演目として伝わる「鉢の木」の物語です。大正期から昭和初期にかけては、道徳教育の題材として小学校の教科書にも採用されていました。良く耳にする「いざ鎌倉」のフレーズは、この話がもとになっています。

芝先さんが、鎌倉・御成町にイタリア料理店「IZA」をオープンしたのは、コロナ禍が猛威を振るっていた2021年のことでした。当時、鎌倉における観光業や飲食業は深刻な打撃を受けており、先の見通しも立たない状況でしたが、芝さんは「ここでやらずにいつやるか」という強い意気込みで開店を決断したといいます。

店名「IZA」は、「いざ鎌倉」から着想を得て、「そのとき、その機会を大切にし、お客様に最大の誠意を尽くす」という芝さんの思いが込められています。

● 梅・松・桜と商標登録 ●



ところで、この「鉢の木」に登場する梅・松・桜という木々は、いずれも古来より日本人に親しまれてきた花木です。

寒中に花を咲かせる梅は忍耐と気品の象徴。

常緑の松は長寿と不变の象徴。

春を告げる桜は儂さと再生の象徴。

それぞれが深く日本の文化に根をおろし、文学・芸術のみならず、事業の分野にも息づいています。

「もし自分が好きな木を一つ選ぶなら？」と問われたら、多くの人が「桜」と答えるかもしれません。私もそう思いつつ、



この“花木”たちは、商標の世界でどれくらい使われているのだろう、と調べてみたのです。

結果は少し驚くものでした。

特許情報プラットフォームによると、「松」を含む商標はおよそ2,601件で、現在日本国内で権利が存続している商標登録の中で第1位、次いで「梅」が2,581件で第2位、「桜」が1,848件で第3位。以下、「藤」1,367件、「竹」1,134件、「桃」942件と続きます。さらに図形商標(マークとしての絵柄)では、「桜の花」モチーフが約2,700件と圧倒的首位でした。

鎌倉の昔話に登場した「梅・松・桜」は、八百年の時を経た今もなお、商標の世界で上位3位を独占しているのです。

● 形なき価値を守る ●

もっとも、鉢の木の伝説において、佐野常世が燃やした三つの鉢木は、必ずしも「梅・松・桜」である必要はありません。それは「目に見える価値あるもの」を象徴しており、常世はそれらを惜しげもなく差し出して、武士としての誠を示し、北条時頼の信用を獲得しました。

この物語の本質は、「形あるもの」よりも「信用」こそが眞に価値ある財であるという教えにあるのでしょうか。

形あるものはいずれ失われます。

しかし、人を裏切らず、誠意と信用を積み重ねていけば、その価値はやがて大きく育ち、必ず報われる——

それが、この物語が時代を超えて語り継がれてきた理由ではないでしょうか。

上記のように、「梅・松・桜」の文字や、図形は多く商標登録がされていますが、商標登録の保護対象もまた、「梅・松・桜」の文字や図形そのものではなく、その商標に表された「信用」です。単なる文字や図形のデザインではなく、それを用いて築かれた事業者の「信用」こそ、商標制度の真の保護対象なのです。

私たちが八百年受け継いできたのは、誠意と信用を大切にする文化。時代が移っても、私たちの仕事が守るべき価値は、そこにあります。

弁理士という職業は「士(サムライ)業」と呼ばれることがあります、実際は法令や書類を相手にする地味な仕事です。

しかし、特許明細書一枚、商標出願の願書一枚の裏には、クライアントの事業にかける思いや信念が込められています。

「鉢の木」の火が、一人の旅僧を温めたように、関わった方の心を温めるような仕事をしてみたいと思います。

商標担当弁理士 芦田 圭司

登録0511346 (商標昭37-003288)	
登録0512594 (商標昭35-043643)	
登録0512596 (商標昭35-043646)	
登録0512597 (商標昭35-043647)	
登録0512598 (商標昭36-022501)	
登録0512698 (商標昭36-034995)	
登録0513279 (商標昭31-020471)	
登録0514836 (商標昭36-037766)	

引用：J-PlatPat



SHOUSEI International Patent Office

将星国際特許事務所

〒248-0006

神奈川県鎌倉市小町2-11-14 山中MRビル3F

TEL:0467-73-8540(平日10:00~18:00)

FAX:0467-73-8541

Email:info@shousei.jp

URL:<https://shousei.jp/>

